

宇都宮市子ども読書活動推進計画

平成16年7月

宇都宮市

目 次

第1章 はじめに	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の目的	1
4 計画の位置付け	2
5 計画の対象	2
6 計画の期間	2
第2章 子どもの読書活動の現状と課題	3
1 子どもの読書活動の現状	3
2 子どもの読書活動における課題	3
第3章 子どもの読書活動推進の目標と基本方針	4
1 子どもの読書活動推進の目標	4
2 子どもの読書活動推進の基本方針	5
計画の体系	6
第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	7
家庭・地域・学校等それぞれの主体・場における子どもの読書活動の推進	7
1 家庭における子どもの読書活動の推進	7
2 地域における子どもの読書活動の推進	8
(1) 読書関連施設における読書のきっかけづくりの推進	8
(2) 地域住民等による子どもの読書関連活動の推進	10
(3) 障害のある子どもの読書環境の充実	11
3 学校等における子どもの読書活動の推進	11
(1) 学校における子どもの読書習慣の形成	11
(2) 保育所・幼稚園等における子どもの読書活動の推進	13
市図書館と学校図書館を核とした子どもの読書活動の推進	14
1 施設・設備・専門的職員その他の諸条件の整備・充実	14
(1) 市図書館等の整備・充実	14
(2) 学校図書館の整備・充実	16
(3) その他の施設の整備・充実	18
(4) 職員等の資質の向上	18
2 市図書館・学校図書館等の連携の強化	20

地域・学校・行政等の連携・協力による子どもの読書活動の推進	22
1 子どもの読書活動推進体制の整備	22
(1) 読書ボランティアや民間団体等の連携・協力の促進	22
(2) 行政における推進体制の整備	22
子どもの読書活動への理解と啓発活動の推進	24
1 啓発・普及・広報活動の推進	24
(1) 各種関連情報の収集・提供	24
(2) 総合的な啓発活動の推進	25
第5章 重点事業	26
第6章 計画の効果的な推進のために	28
宇都宮市子ども読書活動推進計画計上事業一覧	29

資料編

〔資料1〕子どもの読書活動の推進に関する法律	1
〔資料2〕子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国)	3
〔資料3〕計画策定の経緯	12
〔資料4〕平成15年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果 概要版 (宇都宮市)	13
〔資料5〕宇都宮市生涯学習推進懇談会委員からの意見	20
〔資料6〕パブリックコメントによる市民からの意見	21
〔資料7〕(仮称)宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領	22

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

子どもは、読み聞かせや自ら読書を楽しむことを通して、言葉の理解や表現力、語彙力や創造力・想像力などを体得しています。また、それらは、子どもの、自ら課題を見つけ、考え、解決する力を養うことにもつながり、ひいては一人ひとりが生きる力を身につけていくこととなります。

特に、乳幼児期からの読み聞かせは、親子のコミュニケーションを豊かにし、家庭がやすらぎに満ちた場として、その後の子どもの健全な成長を促すことにもなります。

こうしたことから、乳幼児期からの子どもの読書活動は、その後の豊かな人間形成や人生をより深く生きる力を身につける上で極めて重要なものです。

2 計画策定の背景

近年我が国では、テレビやコンピュータゲーム、インターネットの普及をはじめ、子どもを取り巻く生活環境の大きな変化、さらには、乳幼児期からの読書習慣の未形成などの状況を背景に、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

平成12年に行われたOECD（経済協力開発機構）の『生徒の学習到達度調査』によると、「趣味としての読書をしない」と答えた生徒が、日本では55%となっており、調査参加32か国の平均31.7%を大きく上回っています。

このような状況の中、国においては、読書のもつ計り知れない価値を認識するとともに、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることを決めました。翌年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）を定め、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や、国及び地方公共団体の責務等を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

さらに国では、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月）を策定し、公表しました。

また、栃木県においても、これを踏まえ、「栃木県子どもの読書活動推進計画」（平成16年2月）を策定したところです。

このように、国、栃木県においては、子どもの読書活動の推進への取り組みを積極的に進めている状況です。

本市では、図書館でのおはなし会やブックトーク、ブックスタート（宮っ子ふれあいブック）、読み聞かせ講座の開催や、学校での一斉読書など、子どもの読書活動に関する様々な事業を展開しています。

3 計画の目的

この計画は、本市の子どもたちが、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める」など多様な効果を持つ子どもの読書活動を、より一層推進することを目指し、本市における

子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方向と具体的方策を明らかにし、関連する施策に総合的かつ体系的に取り組むことを目的として策定します。

4 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国の基本的な計画及び栃木県の推進計画を基本とし、本市の状況を踏まえた計画として策定します。

また、本市の第4次宇都宮市総合計画基本計画の部門計画である第2次宇都宮市生涯学習推進計画との整合のもとに、「子どもの読書活動」を対象とする計画として策定します。

5 計画の対象

この計画の対象は、主に、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者をはじめ、市民ボランティア、行政関係者等も対象としています。

6 計画の期間

平成16年度から平成20年度までの5年間とします。

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

1 子どもの読書活動の現状

第48回学校読書調査（全国学校図書館協議会）によると，1か月に読んだ本の冊数は，小学生7.5冊，中学生2.5冊，高校生1.5冊となっており，さらに1か月間に1冊も本を読まなかった子どもは，小学生8.9%，中学生32.8%，高校生56.0%になっています。

本市が独自に行った調査においては，1か月間に全く本を読まない子どもは小学生8.3%，中学生23.0%，1か月の読書量については小学生5.1冊，中学生2.2冊となっており，本市の子どもの読書の状況は，全国的な傾向に比べ本を全く読まなかった子どもは少ないものの，1か月の読書量は平均より少ない傾向となっています。

また，年齢が上がるに従い，不読率が高くなっていくことは，全国的な傾向と類似しています。

項目	区分	宇都宮市	全国平均
1か月の読書量	小学生	5.06冊	7.5冊
	中学生	2.20冊	2.5冊
	高校生	1.25冊	1.5冊
1か月に1冊も本を読まなかった割合（不読率）	小学生	8.3%	8.9%
	中学生	23.0%	32.8%
	高校生	52.8%	56.0%

H15本市調査「子ども読書アンケート」，印はH15県調査結果，全国平均は第48回読書調査H14（全国学校図書館協議会）より

2 子どもの読書活動における課題

本市の子どもたちの現在の読書活動から，子どもたちが読書に親しめる機会や場などの環境の整備がまだ十分でないことが考えられ，これらへの対応が大きな課題となっています。

年齢が上がるとともに本を読まなくなることに対しては，乳幼児期から青少年期にわたる継続的な読書を促す働きかけや啓発など，『子どもが読書に親しむきっかけづくりと読書活動を継続できる読書習慣づくり』への取り組みが必要です。

また，子どもたちの読書時間の確保には，学校図書館や生涯学習センターなど『子どもが利用しやすい身近な読書関連施設の充実』が求められ，読書関連施設の確保や資料及び読書活動に関する事業の充実のための，市図書館と学校図書館，図書館司書と学校教諭，これらとボランティア等の連携の強化が必要となっています。

さらに，子どもたちの読書習慣づくりや読書関連施設の充実のためには，『子どもと本をつなぐ人材の育成や活動の支援』が重要であり，子どもの読書活動に関わるボランティアなどに対する学習機会の提供など支援体制の整備が必要となっています。

第3章 子どもの読書活動推進の目標と基本方針

1 子どもの読書活動推進の目標

子どもたち自身が、たくさんの本に出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような、読書の環境を作るために、子どもの読書活動推進のための課題に、地域社会全体で取り組んでいけるよう、次の目標を掲げます。

子どもの読書活動推進の目標

すべての宮っ子が、
本市のあらゆる機会と場所において
自由で自主的な読書活動に取り組み、
「未来をつくる知恵と知識」を身につけ、
「豊かな感性」を磨くことができるよう、
子どもの読書活動に関わる環境づくりを進める。

子どもの1か月の読書量を全国水準まで高める。

1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）を低減する。

市図書館における人口1人当たりの児童書の貸出冊数の増加を図る。

2 子どもの読書活動推進の基本方針

子どもの読書活動推進の目標を実現するために、次の4つの基本方針に基づいて具体的な取り組みを進めます。

子どもの読書活動推進の基本方針

家庭・地域・学校等それぞれの主体・場における子どもの読書活動の推進

家庭をはじめ、地域や学校など、様々な機会や場所において、読み聞かせや、読書の時間など継続的な読書活動の場を作ることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めます。

市図書館と学校図書館を核とした子どもの読書活動の推進

市図書館の豊富な蔵書など図書資料や、人的資源を有効に活用するとともに、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館の機能を強化することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。

地域・学校・行政等の連携・協力による子どもの読書活動の推進

保護者や図書館ボランティア、子どもの読書活動に関わる市民団体などと、図書館との協力体制の確立や、生涯学習センター等での地域活動のネットワークづくりなど、市民協働による子どもの読書活動の推進に取り組みます。

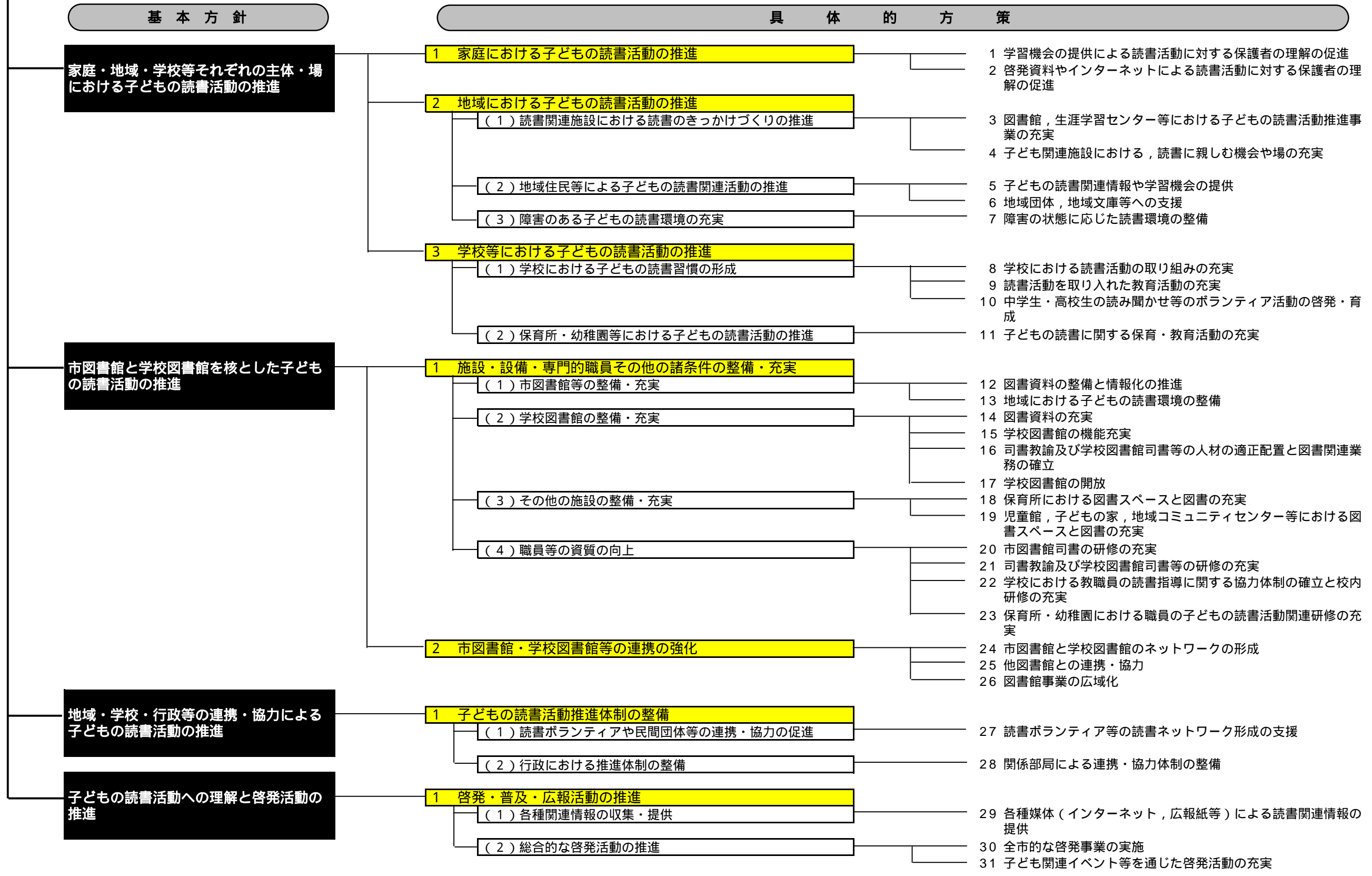
子どもの読書活動への理解と啓発活動の推進

『子ども読書の日』や『読書週間』を中心とした読書推進事業や、子どもたちへの様々な機会を捉えた啓発活動の充実などを通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。

計 画 の 体 系

子どもの読書活動推進の目標

すべての宮っ子が、本市のあらゆる機会と場所において自由で自主的な読書活動に取り組み、「未来をつくる知恵と知識」を身につけ、「豊かな感性」を磨くことができるよう、子どもの読書活動に関わる環境づくりを進める。



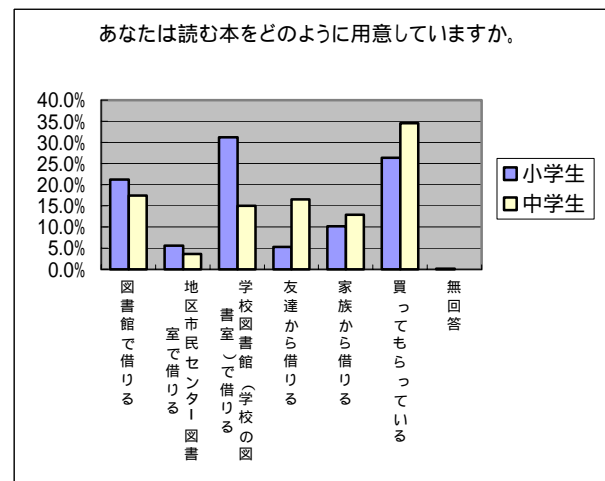
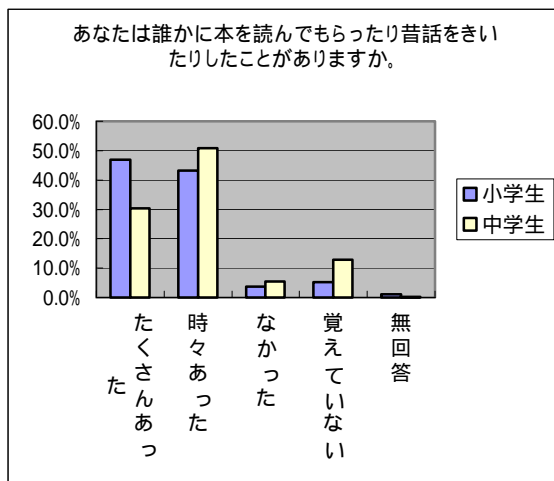
第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

家庭・地域・学校等それぞれの主体・場における子どもの読書活動の推進

1 家庭における子どもの読書活動の推進

[現状と課題]

本市の大部分の子どもたちは、読み聞かせなどを通して親子で本に接する機会を持ち、読書活動の経験があります。また、保護者に読書用の本を購入してもらうなど、ある程度の読書環境が整っているものの、読書をするための時間の確保が困難な状況にあります。保護者を含む大人の読書活動については、不読率36.3%となっており、家族ぐるみで、読書活動に取り組むことが必要となっています。



[施策の方向]

子どもが本に親しみ、読書活動に興味や関心を持つために、家庭は重要な役割を果たします。特に、家庭での乳幼児期の読み聞かせは、読書の習慣をつくるうえで、また、親子のコミュニケーションを深める上でも重要です。

こうしたことから、家庭においては、家庭での読書活動の大切さを認識し、保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有するなどの雰囲気づくりや、読書に関する事業や活動に積極的に参加するよう心がけるとともに、市においては、家庭教育事業や啓発資料の配布などをおして、各家庭への意識啓発に努めます。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
1	学習機会の提供による読書活動に対する保護者の理解の促進	宮っ子ふれあいブック《1-1》	図書館, 生涯学習課, 児童福祉課, 健康増進課
		家庭生活対象事業《1-2》	生涯学習課
		地域づくり支援事業《1-3》	自治振興課
		地域子育て支援センター事業《1-4》	児童福祉課
		ママパパ学級運営事務《1-5》	健康増進課
2	啓発資料やインターネットによる読書活動に対する保護者の理解の促進	子ども向け読書情報のホームページの作成《2-1》	図書館
		子ども情報センター事業《2-2》	生涯学習課

2 地域における子どもの読書活動の推進

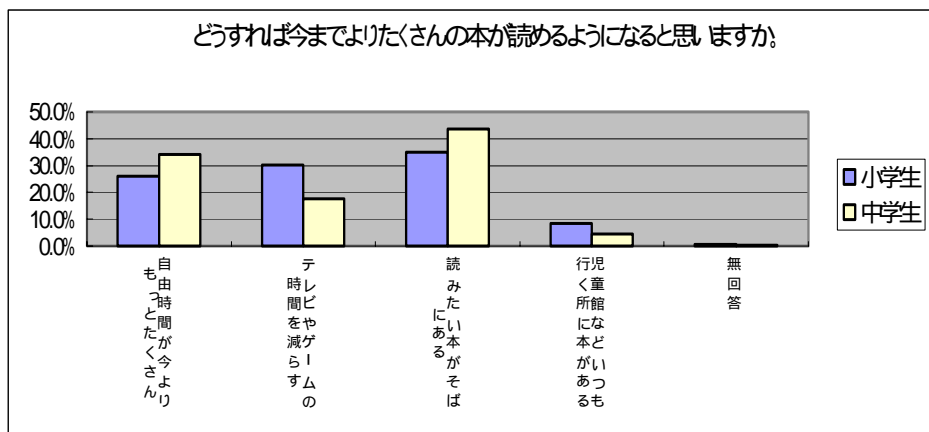
(1) 読書関連施設における読書のきっかけづくりの推進

[現状と課題]

市図書館において、子ども読書活動推進を目的とする事業は、おはなし会やお楽しみ会など、主に来館者を対象に行われ、内容も小学生以下の子ども向きであることから、幅広い市民を対象とした出前講座などによる各地域での事業の実施や、読書離れが顕在化する中学生・高校生向きの事業の充実が必要となっています。

生涯学習センターでは、読み聞かせボランティアを養成し、図書室でおはなし会を開くなど、積極的な取り組みをしているところもあります。本市の調査では、本市の子どもたちは、身近に図書館があることを望んでいることから、身近な施設である全ての生涯学習センターにおいて、子どもの読書活動に関わるボランティア活動を支援するとともに、子どもにとって親しみやすい図書室の整備や運営が望まれています。

また、児童館や子育てサロンでは、すでにそれぞれの事業の中で絵本や紙芝居を活用した読み聞かせ等が実施されていますが、今後も内容を充実させながら継続していくことが必要です。



* H15 本市調査「子ども読書アンケート」から

[施策の方向]

市図書館では、読み聞かせや、子どもたちが本と出会うきっかけづくりとなる講座などを、子どもの年齢に応じた形式や内容で実施するなど、子どもの読書活動を推進するための事業の充実を図ります。

また、生涯学習センター図書室を拠点に活動を行う読み聞かせボランティア等市民ボランティアの養成や出前講座の地域での開催に努め、児童館や子どもの家等では、読み聞かせの充実や、お楽しみ会など、読書の楽しみを取り入れた事業の充実を図ります。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
3	図書館、生涯学習センター等における子どもの読書活動推進事業の充実	「うつのみやこども賞」事業《3-1》	図書館
		子ども読書推進事業《3-2》	図書館 生涯学習課
		読み聞かせボランティア養成講座《3-3》	図書館 生涯学習課
		図書館ボランティアの育成《3-4》	図書館
		地区市民センター地域人材育成事業《3-5》	自治振興課
		図書館・学校図書館利用教育《3-6》	図書館 学校教育課
		美術館事業《3-7》	文化課
4	子ども関連施設における、読書に親しむ機会や場の充実	地域づくり支援事業（再掲）《4-1》	自治振興課
		児童館運営《4-2》	児童福祉課
		子どもの家事業《4-3》	児童福祉課

(2) 地域住民等による子どもの読書関連活動の推進

[現状と課題]

現在、本市では、市図書館及び生涯学習センターの養成講座から育った読み聞かせボランティアや、小中学校を活動の場とするボランティア「街の先生」などが、地域での子ども読書活動に携わっています。

特に、小学校における読み聞かせボランティアは、最近急速に数が増え、活動も盛んになってきており、ボランティア間の交流や子ども読書に関する情報交換の場、研修体制の整備が求められています。

また、宇都宮市内には、現在宇都宮子どもの本連絡会に加入している4つの地域文庫がありますが、市図書館や生涯学習センター図書室の充実に伴って、本の貸し出しを中心とした活動から、読み聞かせ等の活動へと変化してきています。

[施策の方向]

地域での読書環境を充実するためには、地域住民等による読書活動に関わるボランティアや市民団体の役割、およびその活動がとても重要です。

こうしたことから、それら市民団体等においては、地域における読書活動を支える主体として、市図書館や学校との連携・協力のもとに、生涯学習センター図書室、学校施設なども活用して、地域での読み聞かせや講習会、研修会などに取り組みます。

また、市においては、読書活動に関わるボランティアや、子ども読書関係団体等の自主的活動がより充実するよう、各ボランティアなどに学習機会を提供するとともに、子ども読書活動に関する情報提供の充実に努めます。

さらに、地域において、独自に活動している地域文庫などに対しては、地域の読書活動の場となるようその活動を支援するため、市図書館の出前事業（おはなし会や読み聞かせを行う「ゆめのキャラバン*」など）の活用や団体貸出サービスの利用を促します。

*「ゆめのキャラバン」とは、地域における読書普及を目的に、図書館職員や市民が小学校等の公共施設に出向き、人形劇や読み聞かせなどを行う事業。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
5	子どもの読書関連情報や学習機会の提供	読み聞かせボランティア研修会・交流会《5-1》	図書館 生涯学習課 学校教育課
		読書関係団体指導者研修会《5-2》	図書館
6	地域団体、地域文庫等への支援	団体貸出サービスの充実《6-1》	図書館
		市図書館子ども読書推進事業の出前《6-2》	図書館

(3) 障害のある子どもの読書環境の充実

[現状と課題]

市図書館では、主に視覚障害者を対象とした対面朗読サービスや点字・録音図書の貸出を実施するとともに、点訳・音訳ボランティアの養成を行っています。点字・録音図書は、全般的に児童書が少なく、市民のニーズの多い図書や夏休みの課題図書などを中心にボランティアにより制作され、貸出が行われています。

小中学校の学校図書館では、各学年の子どもの発達段階に応じた図書を備えています。比較的障害の重い子どもが、進んで読書を行えるような環境は、十分に整っているとはいえません。

障害のある子どもたちが、自由に豊かな読書活動をするためには、障害の状態に応じた読書活動の支援が必要です。

[施策の方向]

障害のある子どもたちが、豊かな読書活動を行えるよう読書環境の整備に努めます。

市図書館では、点訳・音訳ボランティアの養成を継続して実施し、その活動の支援に努めます。また、点字本や録音図書の利用に関しては、全国規模で相互貸借のネットワークが構築されていることから、それらを十分に活用し、視覚障害のある子どもへの資料提供の充実を図ります。

また、学校図書館においては、障害のある子どもたちが興味をもって楽しく読書活動を行い、授業にも活用できるよう、様々な発達段階に応じた多様な図書の充実に努めます。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
7	障害の状態に応じた読書環境の整備	視覚に障害がある子どものための資料の充実《7-1》	図書館

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校における子どもの読書習慣の形成

[現状と課題]

子どもの不読者（1か月に1冊も本を読まない人）は、学齢が上がるにつれ、増加する傾向にあります。本市の小中学校では、読書を習慣づける「朝の一斉読書」の全小学

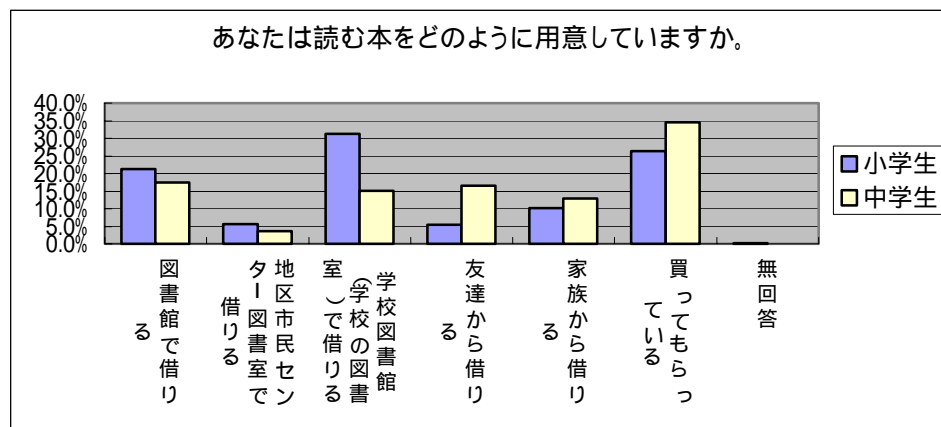
校での実施をはじめ、「読書週間」や「読書感想文」などの取り組みを行っています。また、「学校図書館だより」などにより、必読書の推薦や、ブックリストを作成し、子どもへの働きかけを行っています。

これらの取り組みは、今まで多くの部分が各学校の努力に委ねられてきましたが、今後は全校が、共通の基本的な方針のもとで、読書習慣形成のための手法を工夫し、継続的に取り組んでいくことが必要です。

また、学校で読み聞かせボランティアとして活動する「街の先生」に対しては、研修の実施や、学校間交流による子どもの読書に関する情報の入手等の支援方を充実させることが必要です。

さらに、現在、学校では、「総合的な学習の時間」をはじめ、様々な教育の場において、読書活動を取り入れた教育活動を行っています。学習指導要領においては、各教科における調べ学習などを通して「自ら学ぶ力」の育成を目指して、学校図書館の活用の促進が示されており、学校図書館には、学習の支援とともに子どもの自主的な読書活動を支援する役割が求められています。

なお、学校図書館の活用においては、小学生では、読書用の本を学校図書館で借りる子どもの割合が最も多い状況ですが、中学生になると本を購入する子どもが多くなり、学校図書館の利用が低下することから、中学生に対し、学校図書館の活用を促すとともに、読書活動の重要性についても継続的に啓発する必要があります。



* H15 本市調査「子ども読書アンケート」から

[施策の方向]

これまでの、朝の一斉読書など学校での読書習慣形成の取り組みを継続するとともに、小・中・高の各学齢に応じ、読書活動の重要性についての理解と学校図書館の活用の促進に努めます。

また、市図書館や学校での読み聞かせボランティアとの連携による本にかかわる機会づくり、特に、読書離れが顕著となる中学生・高校生に対しては、図書委員としての活動や図書館・児童館等でのボランティア活動を促し、その体験を通してそれぞれの読書

習慣づくりを図るなど、各学齢に応じて子どもが本にかかわる機会の充実に努めます。

[展開する施策]

施策番号	施 策	事業・取組等《事業番号》	関 係 課
8	学校における読書活動の取り組みの充実	読書活動の支援《8-1》	学校教育課
9	読書活動を取り入れた教育活動の充実	学校協力者「街の先生」活動事業《9-1》	学校教育課
10	中学生・高校生の読み聞かせ等のボランティア活動の啓発・育成	学校での図書委員活動や地域の施設等での読み聞かせ等ボランティア活動の情報提供や相談の機会を充実する。	学校教育課 生涯学習課 図書館

(2) 保育所・幼稚園等における子どもの読書活動の推進

[現状と課題]

本市の保育所や幼稚園では、乳幼児に対して、日常の事業や活動の中で絵本の読み聞かせやパネルシアター、絵本を題材とした人形劇の実施など、絵本を中心に子どもの発達段階に応じた取り組みが行われており、「園だより」などで直接、保護者に絵本の紹介や読み聞かせの働きかけをしている保育所などもあります。

さらに、本市の保育所では、「地域活動事業*」や「園庭開放事業*」の中で、子どもを対象に読み聞かせを実施する取り組みもあります。

*「地域活動事業」とは、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童福祉の向上を図ることを目的とした事業。 世代間交流事業 異年齢交流事業 育児講座・育児と仕事の両立支援事業がある。
*「園庭開放事業」とは、地域における子育てを支援するため、園庭を開放し遊び場を提供する事業。

[施策の方向]

保育所・幼稚園等においては、読書に関する研修会や講演会への参加などを通して、保育士や幼稚園教諭に、日常的な読み聞かせや読書の大切さを十分理解してもらい、絵本や読み聞かせを介した保育や幼児教育活動の充実に努めるとともに、保護者への読書に関する情報の提供などにより、保護者への啓発にも努めます。

[展開する施策]

施策番号	施 策	取組等	関 係 課
11	子どもの読書に関する保育・教育活動の充実	絵本の読み聞かせやおはなし会などを充実するとともに、保護者への絵本の紹介や読書相談を実施する。	児童福祉課 教育企画課

市図書館と学校図書館を核とした子どもの読書活動の推進

1 施設・設備・専門的職員その他の諸条件の整備・充実

(1) 市図書館等の整備・充実

[現状と課題]

本市では、個人を対象に市立図書館と東図書館のほか13の生涯学習センター図書室において図書の貸出を行っており、平成15年度には、インターネットによる蔵書検索・予約サービスを開始しています。また、学校や保育所などの施設や市民グループ等の団体を対象に、図書の団体貸出サービスを実施しています。

本市における人口1人当りの児童書の貸出冊数は、2.0冊であり、人口20万人以上（東京23区を除く）の98自治体の図書館との比較では、平均を上回るものの、上位の自治体との差が大きいというのが現状です。

順位	自治体名	人口(千人)	人口1人当りの児童書の貸出冊数	児童書の貸出冊数(千冊)
1	茨木市	258	4.2	1,094
2	横浜市	3,403	3.2	10,756
3	豊田市	341	2.9	972
4	八尾市	268	2.7	729
5	町田市	377	2.5	941
6	西宮市	437	2.3	1007
7	前橋市	283	2.3	648
8	藤沢市	378	2.1	787
9	宇都宮市	442	2.0	884
10	府中市	221	2.0	437

*「日本の図書館 2002 年から」

市図書館では、学校教育における総合学習の導入に伴い、利用の多い国際理解や福祉、環境などに関する図書を取り揃えるほか、絵本や紙芝居など、児童書の充実に努めています。

また、子どもたちへ生まれて初めての本との出会いの機会を提供するため、赤ちゃんのためのコーナーや、読書離れの顕在化する中・高校生向きには、中・高校生読者へのおすすめの本を集めた「ヤングアダルトコーナー」を設け、子どもたちの読書のニーズに応じた図書の提供を行っています。

さらに、在住する外国人の子どもたちには、主に英語で書かれたものを中心に、絵本や児童書を収集し、提供しています。

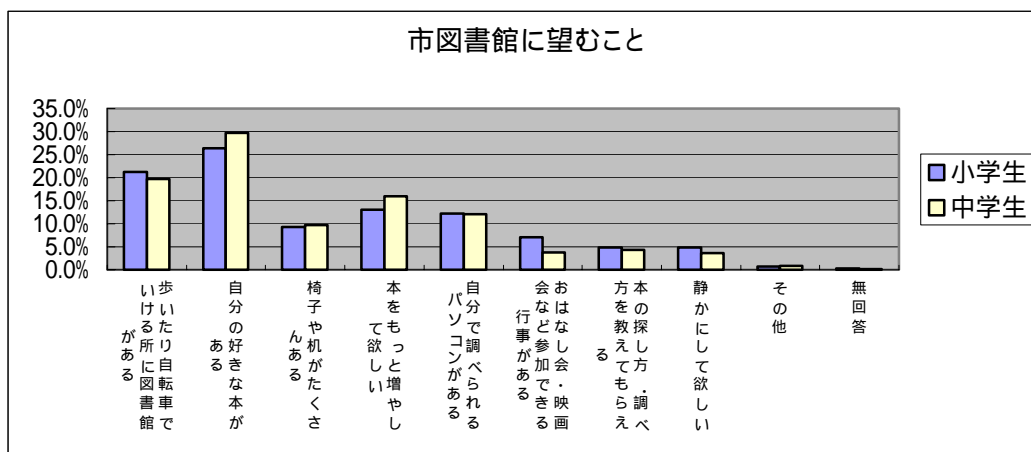
生涯学習センターでは、市図書館が作成したブックリスト「えほんともだち」などに掲載した図書を複数置くなど、児童書の整備を進めています。

しかし、市図書館の中・高校生を対象とした「ヤングアダルトコーナー」は、スペースや蔵書数の確保において、また、在住する外国人の子どもたちからの英語以外の絵本や児童書のニーズへの対応においても、十分ではありません。

子どもたちが望む図書館サービスのひとつであるインターネットの利用についても、機器を子どもと大人が共用しており、子どもたちが手軽に利用できる環境は必ずしも十分に整っているとはいえません。

生涯学習センター図書室においても、スペース的に十分な児童書を置くことが困難であり、図書奉仕員の配置も一部に限られるなど、子どもの読書相談への対応についても十分な状況にはありません。

こうしたことから、今後も引き続き、子どもたちが読書に親しめるよう資料の整備や配架の工夫、インターネットなどによる情報提供を充実していく必要があります。



*H15 本市調査「子ども読書アンケート」から

[施策の方向]

子どもたちの読書活動を充実させるため、市図書館や生涯学習センターでの読書環境の整備に努めます。

市図書館においては、読書離れが顕在化する中・高校生を対象とした図書を集めた「ヤングアダルトコーナー」の充実を図るとともに、子どもたちが求める情報を手軽に得られるよう、IT（情報通信技術）を活用した情報化の充実を図ります。

また、外国人の子どもたちも読書活動に親しめるよう、ニーズを踏まえた外国語の絵本や児童書の収集に努め、貸出サービスの充実を図ります。

さらに、子どもは、自分の好きな本を、身近なところに求めていることから、生涯学習センター図書室の児童書の充実を図るとともに、図書奉仕員等の配置に努めていきます。

なお、子どもの読書活動推進の拠点として、子ども向け図書を充実した第3図書館の

建設や中心市街地へのサービスポイント設置の検討を進めます。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
12	図書資料の整備と情報化の推進	子ども向け読書情報のホームページの作成（再掲）《12-1》	図書館
		児童図書の充実《12-2》	図書館
		ヤングアダルトコーナーの充実《12-3》	図書館
13	地域における子どもの読書環境の整備	第3図書館の建設《13-1》	生涯学習課 図書館
		生涯学習センター図書室の児童書の充実《13-2》	図書館 生涯学習課 地域サービス課
		団体貸出サービスの充実（再掲）《13-3》	図書館
		生涯学習センター図書室への図書奉仕員等の配置《13-4》	地域サービス課 生涯学習課 図書館

(2) 学校図書館の整備・充実

[現状と課題]

学校図書館は、本来、子どもたちの「読書センター」としての機能と「学習・情報センター」としての機能を期待されており、学校週5日制による教育課程の改訂などから、これまで以上にその能力を発揮することが求められています。本市では、全ての学校図書館で蔵書目録のデータベース化を図り、学校図書館間の蔵書検索を実施しているほか、各校では、子どもたちが利用しやすい魅力的な学校図書館づくりのために、図書の配架を工夫したり、読書や調べ学習のスペースを作るなど、環境の整備に努めています。

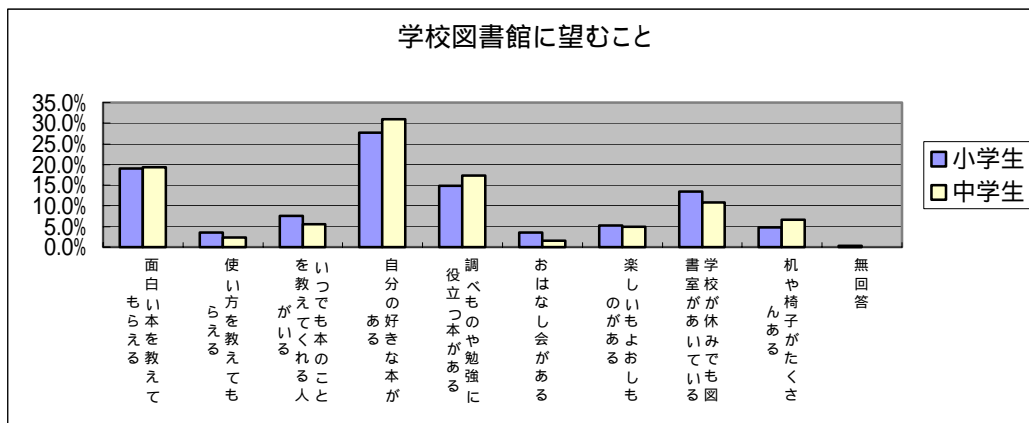
また、平成13年度からは、学校図書館等業務嘱託員が53校に配置され、平成16年度は、62校に司書教諭が発令されています。

しかし、ほとんどの司書教諭は、学級担任を兼務していることから、司書教諭の業務についてそのすべてを遂行することは困難な状況にあり、学校図書館の管理運営を担ってはいるものの、読書相談などは、主に学校図書館等業務嘱託員が行っている現状にあります。

さらに、現在は、図書標準の100%の達成を目指し、計画的に学校図書の整備を進めている途中であり、学校図書館の運営の基盤である、施設や蔵書構成が、市として一律には整備されていません。

また、効率的で効果的な蔵書の選定や、学校図書館運営の基礎資料となる利用状況の把握が十分でない学校などもあります。学校図書館が十分利用されるためには、学校図

書館に対して子どもが望んでいる「自分の好きな本がある」、「おもしろい本を教えてもらえる」、「調べものや勉強に役立つ本がある」、「長期休暇中の開館」などのニーズに応じていく必要があります。



* H15 本市調査「子ども読書アンケート」から

[施策の方向]

学校図書館が本来の機能を備え、今後も子どもたちに十分利活用される施設とするため、図書標準の達成や、市図書館蔵書の利活用、子どもたちの自由な読書活動や調べ学習のための情報収集機能の充実、校舎の大規模改造に合わせた学校図書館機能の整備・充実などを図るとともに、設備や機器の充実に努めます。

また、子どもたちは、学校図書館の利用において、適切なアドバイザーを求めていることから、全ての小中学校において、司書教諭または学校図書館教育主任及び学校図書館司書などの人材を適正に配置することにより、学校図書館運営体制を確立し、学校での効果的な読書活動の推進を図ります。

さらに、学校ボランティアや地域のボランティアなどによる、休日等における学校図書館の地域への開放などを検討します。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
14	図書資料の充実	学校図書館図書整備事業《14-1》	学校管理課
		市図書館と学校図書館のネットワークの整備《14-2》	教育委員会
15	学校図書館の機能充実	学校図書館の整備・充実（校舎大規模改造事業等に伴う実施）《15-1》	学校管理課
		教育機器導入事業《15-2》	学校管理課
		市図書館と学校図書館のネットワークの整備（再掲）《15-3》	教育委員会
		子ども情報センター事業（再掲）《15-4》	生涯学習課
16	司書教諭及び学校	学校図書館司書教諭の発令《16-1》	学校教育課

	図書館司書等の人材の適正配置と図書関連業務の確立	学校図書館を担う人材の適正配置 《16 - 2》	教育委員会
17	学校図書館の開放	休業日等における学校図書館の活用 《17 - 1》	教育委員会

(3) その他の施設の整備・充実

[現状と課題]

保育所では、子どもの本を備える場合、新規で購入するほか、地域住民からの寄贈や市図書館のリサイクル図書などを利用して、その充実に努めていますが、子どもの本は消耗が激しいため、常に新しいものとの買い換えを求められています。

また、「児童館」や「子どもの家」、「地域コミュニティセンター」では、地域住民の運営による図書スペースを設けているところや、市図書館の団体貸出サービスを利用しているところもありますが、全般的には十分な図書スペースや図書の確保が困難となっています。これらは、子どもにとっても身近な施設であることから、本に接する機会や場を充実させることが必要です。

[施策の方向]

それぞれの施設の立地や性格などの環境に合わせ、図書スペースの充実や、市図書館の団体貸出サービスの活用促進による図書の充実など、子どもに身近な施設での読書環境の整備を進めます。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
18	保育所における図書スペースと図書の充実	園文庫（図書スペース）の整備・充実 《18 - 1》	児童福祉課
19	児童館，子どもの家，地域コミュニティセンター等における図書スペースと図書の充実	児童館運営（再掲）《19 - 1》	児童福祉課
		子どもの家事業《19 - 2》	児童福祉課

(4) 職員等の資質の向上

[現状と課題]

市図書館では、国立国会図書館や県立図書館などの研修への参加により、関係職員の資質の向上に努めています。しかし、研修の機会が限られていることや、近年、子ども

の読書活動推進に関して、学校図書館をはじめ、他の公共施設の関係者や読み聞かせボランティア等から、子どもの読書に関する情報提供や研修会の開催などの支援を求める声が多くなっていることから、図書館司書及び関係職員は、それぞれの職務をとりまく環境が変化していることを踏まえ、これまで以上に資質の向上に努めることが必要となっています。

学校においては、司書教諭及び学校図書館教育主任を対象とした市教育委員会主催の「学校図書館活用研修」や、県教育委員会が主催する「学校図書館研修」へ対象教員を派遣して資質の向上を図っています。しかし、司書教諭が専任化されていないため、その本来の機能や司書教諭としての専門性が必ずしも生かされていないのが現状です。全教職員が司書教諭の役割を十分に理解し、学校全体で司書教諭制度が生かされるよう対応を図ることが必要です。

また、子どもたちは、学校図書館で「学習に役立つ本や、おもしろい本を教えてもらえる」ことを求めていることから、市図書館などと連携した校内研修等を実施していくことも必要です。

さらに、保育所や幼稚園においては、職員が読み聞かせの技術向上のため、市図書館の「読み聞かせ講座」などに自主的に参加する例がみられますが、保育士や幼稚園教諭を対象とした研修の機会において、子どもの読書活動の意義や読み聞かせの技術等、子ども読書に関するテーマが取り上げられることは、ほとんどないのが現状であり、子どもの読書活動についての理解や学習の場の充実が必要となっています。

[施策の方向]

市図書館及び生涯学習センター図書室においては、図書館外の施設や団体、ボランティア等の活動の支援に対応できるよう、職員の資質向上のための研修を推進します。

また、学校においては、司書教諭及び学校図書館司書などの役割を生かし、効果的な読書指導が行えるよう、教育センターでの研修内容を充実させるとともに、学校全体として効果的・効率的な読書指導が行われるよう、それぞれの職務への理解と協力を促し、計画的な校内研修の実施に努めます。

さらに、保育所・幼稚園の職員が、子どもの読書に関する技術を習得したり、新しい情報を得られるよう、学習機会の充実を図ります。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
20	市図書館司書の研修の充実	研修会への参加・司書研修《20-1》	図書館
21	司書教諭及び学校図書館司書等の研修の充実	学校図書館活用研修《21-1》	教育センター 学校教育課 図書館

		学校図書館業務研修《21 - 2》	学校管理課 学校教育課 図書館
2 2	学校における教職員の読書指導に関する協力体制の確立と校内研修の充実	市図書館と学校図書館のネットワークの整備（再掲）《22 - 1》	教育委員会
		職員研修《22 - 2》	教育センター 学校教育課
2 3	保育所・幼稚園における職員の子どもへの読書活動関連研修の充実	職員の読み聞かせなどの技術向上や新しい読書情報を得られるよう、職員の学習機会を充実する。	児童福祉課 教育企画課

2 市図書館・学校図書館等の連携の強化

[現状と課題]

現在、学校図書館蔵書の整備を計画的に進めていますが、「読書センター」、「学習・情報センター」としての学校図書館の充実を図るためには、市図書館の備える豊富な蔵書や図書サービスを一層有効に活用し、子どもたちに親しまれる学校図書館となることが求められています。

しかし、市図書館の団体貸出の利用や学校教育課程における市図書館の活用は、近隣の学校に限られており、「図書の団体貸出」や「ゆめのキャラバン」などのサービスも、一部の学校が利用するに止まるなど、図書館サービスは、必ずしも十分に活用されている状況にはありません。

さらに、市図書館と学校図書館との読書関連情報の交換や協力体制など、その連携が十分でないことから、子どもたちの調べ学習のための資料の整備や読書情報の提供などにおいて、市図書館の学校図書館への支援が必ずしも効果的に行われている状況にはありません。

公共図書館間では、図書の相互貸借を行っていますが、子どもの本の利用は少ない状況です。これらは、子どもが自ら求める本に出会うために有効な手段でもあることから、一層の利用の促進が必要となっています。

また、市図書館のサービスが来館者中心に行われていることから、多くの子どもたちが読書活動を行うためには、遠すぎるなどの理由で市図書館や生涯学習センター図書室を容易に利用できない子どもたちへの図書館サービスの提供も必要となっています。

[施策の方向]

子どもたちの読書活動を総合的に推進するうえで、市図書館と学校図書館の連携・協力は欠くことのできないものです。

特に、学校図書館において、蔵書数や情報量において学校図書館を大きく上回る市図書館を十分に活用することができるよう、利用しやすい連携方策や体制づくりを進めます。

また、市図書館が学校図書館への確かな支援をするための両者の連絡会議の開催や、研修への協力、さらには市図書館利用における地域格差を解消するため、図書の搬送方法の改善などを図ります。

併せて、子どもの求める本を提供するため、他図書館間との連携に努めるとともに、他機関と連携・協力し、市図書館の子ども読書活動推進事業の出前を実施するなどして、全市域での子どもの読書活動の推進に努めます。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
24	市図書館と学校図書館のネットワークの形成	市図書館と学校図書館のネットワークの整備（再掲）《24 - 1》	教育委員会
25	他図書館との連携・協力	図書館間の相互協力《25 - 1》	図書館
26	図書館事業の広域化	図書館司書の派遣《26 - 1》	図書館
		市図書館子ども読書推進事業の出前（再掲）《26 - 2》	図書館

地域・学校・行政等の連携・協力による子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動推進体制の整備

(1) 読書ボランティアや民間団体等の連携・協力の促進

[現状と課題]

本市では、図書館や学校、生涯学習センターなどで読み聞かせや書架の整理、子育て支援活動等を行っている市民団体やボランティアが数多くあります。

しかし、それぞれが独自に活動しているケースが多く、団体や個人間の情報交換や技術向上を図る場が不足していることや、会員不足などの悩みを抱える団体が増えていることから、更なる活動の活発化を図るためには、これらの悩みを解消し、より活発な読書推進活動が促進されるよう、行政からの支援が必要となっています。

[施策の方向]

地域の施設や学校において、子どもの読書活動を推進するためには、読み聞かせなど、小さな規模で数多く行う、草の根的な活動が欠かせません。

現在、各地域で活躍している読書ボランティアや市民団体等の活動に対して、学習機会や情報の提供、個人及び団体相互の連携などが図れるよう、支援の充実に努めます。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
27	読書ボランティア等の読書ネットワーク形成の支援	読み聞かせボランティア研修会・交流会（再掲）《27-1》	図書館
		読書関係団体指導者研修会（再掲）《27-2》	図書館

(2) 行政における推進体制の整備

[現状と課題]

本市では、図書館、学校、生涯学習センター等において子どもの読書活動を推進する事業が数多く実施されていますが、市の関連施設間において情報の交換や相互協力などが必ずしも十分には行われておらず、全ての子どもたちが等しく、気軽にその活動や事業に参加できる状況にはありません。

また、行政内部においても、総合的に子どもの読書活動を推進する体制が整備されていない現状にあることから、総合的かつ効果的に推進するための体制の整備が必要です。

[施策の方向]

本市の子どもたちが等しく読書活動や関連する事業に参加できるよう、市の関連施設において、計画的に推進活動を実施するための協力体制を築くとともに、生涯にわたる継続的な読書活動の推進を図るため、生涯学習推進本部などの庁内組織を活用し、子どもの読書活動の推進に努めます。

[展開する施策]

施策番号	施策	取組等	関係課
28	関係部局による連携・協力体制の整備	庁内の子どもの読書活動推進事業に係る関係部局による事業の調整や実施のための検討の場を設ける。	・生涯学習課 ・学校教育課

子どもの読書活動への理解と啓発活動の推進

1 啓発・普及・広報活動の推進

(1) 各種関連情報の収集・提供

[現状と課題]

現在、市図書館や学校図書館等では、それぞれ、利用者の声などを通して、利用者ニーズを把握し、それらを踏まえ情報提供や事業の企画などを行っています。

また、市図書館では、ホームページにより、図書館の利用方法や事業のお知らせ、図書予約・貸出を行っています。

地域社会全体で子どもの読書活動を更に推進するためには、今後図書館の事業や、推薦図書、優れた読書活動などについて、より広範で新鮮な情報提供を行うことにより、子どもたちが読書の楽しみを見つけ、読書への関心を持つようになる環境づくりを行う必要があります。

[施策の方向]

子どもの読書活動の推進には大人が深く関わる重要なことから、家庭や地域に対して、子どもが本に親しむことの大切さを啓発していきます。

そのため、図書館で収集した情報をはじめ、学校図書館やボランティア等のネットワーク、インターネット等の媒体を通じて多様な情報を収集するとともに、それらの読書関連情報をリーフレットの配布やインターネットの活用により、より広く市民に提供するよう努めていきます。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
29	各種媒体(インターネット, 広報紙等)による読書関連情報の提供	図書館報の配布《29-1》	図書館
		図書館・学校図書館利用教育(再掲)《29-2》	図書館
		図書の紹介《29-3》	図書館
		子ども向け読書情報のホームページの作成(再掲)《29-4》	図書館
		子ども情報センター事業(再掲)《29-5》	生涯学習課

(2) 総合的な啓発活動の推進

[現状と課題]

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、幅広い市民に理解していただくことが必要です。

本市では、市図書館の「うつのみやこども賞」事業や学校の「読書会」など、「子ども読書の日」や「読書週間」に合わせた読書活動推進の取り組みがなされていますが、市民全体への周知が必ずしも十分ではありません。

今後更に、子どもたちをはじめ、地域社会全体で読書活動への取り組みの気運が高まるよう、効果的な啓発・広報活動を展開することが必要です。

[施策の方向]

子どもの読書活動を幅広い市民に理解していただくために、「子ども読書の日」や「読書週間」などの読書啓発の時期を中心に実施する事業や、市内で開催される子どもや親子が集まるイベント会場など、様々な機会や場を捉え、体験型をはじめ多様な啓発・広報活動を積極的に進めます。

[展開する施策]

施策番号	施策	事業・取組等《事業番号》	関係課
30	全市的な啓発事業の実施	「うつのみやこども賞」事業（再掲） 《30 - 1》	図書館
		子ども読書推進事業（再掲）《30 - 2》	図書館
31	子ども関連イベント等を通じた啓発活動の充実	ちびっこフェスタ《31 - 1》	児童福祉課
		子どもフェスタ《31 - 2》	青少年課
		フェスタmy 宇都宮《31 - 3》	自治振興課
		宇都宮百人一首市民大会《31 - 4》	文化課

第5章 重点事業

計画を具体化し、実効性の高いものとするために、次の事業を「重点事業」と位置付け、これらに力点をおいた積極的な推進を図ります。

1 宮っ子ふれあいブック 事業番号《1 1》

1歳6か月児健診会場において、読み聞かせ体験を実施し、ブックパック（絵本，図書館利用案内，子育て支援パンフレット）を配付し，家庭における乳幼児期からの読書活動のきっかけを提供します。

2 子ども向け読書情報のホームページの作成 事業番号《2 1》《12 1》《29 4》

インターネットの活用により，市図書館の子ども向けホームページ上に，新刊書やおすすめの本の案内や「うつのみやこども賞」の情報などの内容を充実させ，子どもたちが手軽に図書情報に触れることができる環境を整備します。

3 「うつのみやこども賞」事業 事業番号《3 1》《30 1》

子どものために書かれた本を，子どもたち自らが読んで評価を行い，最も高い評価を得た本を「うつのみやこども賞」として決定し，著者を招いて授賞式と記念講演会を行います。

4 読み聞かせボランティア養成講座 事業番号《3 3》

図書館や学校，地域でのおはなし会で，絵本の読み聞かせやブックトーク，ストーリーテリングを行うボランティアを養成する講座を実施します。

5 第3図書館の建設 事業番号《13 1》

児童関連図書の充実を特色とした，第3図書館を建設します。

6 学校図書館図書整備事業 事業番号《14 1》

子どもたちの読書活動と自発的・主体的な学習活動を支援するために，学校図書館図書標準の100%達成を目指し，学校図書館の図書を整備・充実します。

7 市図書館と学校図書館のネットワークの整備

事業番号《14 2》《15 3》《22 1》《24 1》

各小中学校において，市図書館の蔵書やサービスを活用した，効果的・効率的な学校図書館運営ができるよう，学校図書館運営や図書の購入，図書の貸出，物流システムなどの総合的な支援を行うための体制を構築します。

8 学校図書館を担う人材の適正配置 事業番号《16 2》

小中学校において、学校図書館の業務を行い、子どもたちと本をつなぐ役割を担う、司書などの資格をもつ人材を適正に配置します。

9 休業日等における学校図書館の活用 事業番号《17 1》

小中学校の休業日等においても、子どもたちが学校図書館を読書や自主的な学習の場として利用することができるよう、学校図書館の開放について検討を行います。

10 読み聞かせボランティア研修会・交流会 事業番号《5 1》《27 1》

市内で読み聞かせのボランティア活動をしている市民を対象に、地域でのより活発な活動を継続できるよう支援するために、事例発表や、情報交換などを行う、ボランティア同士の研修と交流の機会を設定します。

第6章 計画の効果的な推進のために

本計画を効果的に推進するために、子どもの読書活動推進のための庁内連絡会議において、本計画に計上した事業の進捗状況を把握し、事業の継続的な進行管理を行います。

また、本市の子どもの読書活動に関する実態調査などにより、活動状況や読書に対する意識の変化、計画における目標の達成状況などを把握し、同会議において、計画全体の進捗状況を評価するとともに、必要に応じて事業の見直しを行います。

宇都宮市子ども読書活動推進計画計上事業一覧

【主要事業】

事業番号	事業・取り組み名	関係課	重点	新規・拡充
1-1	宮っ子ふれあいブック	図書館・生涯学習課・児童福祉課・保健所健康増進課		
2-1	子ども向け読書情報のホームページの作成	図書館		
3-1	「うつのみやこども賞」事業	図書館		
3-2	子ども読書推進事業	図書館・生涯学習課		
3-3	読み聞かせボランティア養成講座	図書館・生涯学習課		
3-4	図書館ボランティアの育成	図書館		
3-5	地区市民センター地域人材育成事業	自治振興課		
3-6	図書館・学校図書館利用教育	図書館・学校教育課		
3-7	美術館事業	文化課		
5-1	読み聞かせボランティア研修会・交流会	図書館・生涯学習課・学校教育課		
5-2	読書関係団体指導者研修会	図書館		
6-1	団体貸出サービスの充実	図書館		
6-2	市図書館子ども読書推進事業の出前	図書館		
7-1	視覚に障害がある子どものための資料の充実	図書館		
8-1	読書活動の支援	学校教育課		
9-1	学校協力者「街の先生」活動事業	学校教育課		
12-1	子ども向け読書情報のホームページの作成（再掲）	図書館		
12-2	児童図書の充実	図書館		
12-3	ヤングアダルトコーナーの充実	図書館		
13-1	第3図書館の建設	生涯学習課・図書館		
13-2	生涯学習センター図書室の児童書の充実	図書館・生涯学習課・地域サービス課		
13-3	団体貸出サービスの充実（再掲）	図書館		
13-4	生涯学習センター図書室への図書奉仕員等の配置	地域サービス課・生涯学習課・図書館		
14-1	学校図書館図書整備事業	学校管理課		
14-2	市図書館と学校図書館のネットワークの整備	教育委員会		
15-1	学校図書館の整備・充実（校舎大規模改造事業等に伴う実施）	学校管理課		
15-3	市図書館と学校図書館のネットワークの整備（再掲）	教育委員会		
16-1	学校図書館司書教諭の発令	学校教育課		
16-2	学校図書館を担う人材の適正配置	教育委員会		
17-1	休業日等における学校図書館の活用	教育委員会		
18-1	園文庫（図書スペース）の整備・充実	児童福祉課		
20-1	研修会への参加・司書研修	図書館		
21-1	学校図書館活用研修	教育センター・学校教育課・図書館		
21-2	学校図書館業務研修	学校管理課・学校教育課・図書館		
22-1	市図書館と学校図書館のネットワークの整備（再掲）	教育委員会		
24-1	市図書館と学校図書館のネットワークの整備（再掲）	教育委員会		
25-1	図書館間の相互協力	図書館		

26-1	図書館司書の派遣	図書館		
26-2	市図書館子ども読書推進事業の出前（再掲）	図書館		
27-1	読み聞かせボランティア研修会・交流会（再掲）	図書館		
27-2	読書関係団体指導者研修会（再掲）	図書館		
29-1	図書館報の配布	図書館		
29-2	図書館・学校図書館利用教育（再掲）	図書館		
29-3	図書の紹介	図書館		
29-4	子ども向け読書情報のホームページの作成（再掲）	図書館		
30-1	「うつのみやこども賞」事業（再掲）	図書館		
30-2	子ども読書推進事業（再掲）	図書館		

【重点欄】

...本計画における重点的な取り組みや事業

【新規欄】

...16年度以降，新規に取り組む事業

...16年度以降，拡充する事業

[関連事業]

事業番号	事業・取り組み名	関係課
1-2	家庭生活対象事業	生涯学習課
1-3	地域づくり支援事業	自治振興課
1-4	地域子育て支援センター事業	児童福祉課
1-5	ママパパ学級運営事務	保健所健康増進課
2-2	子ども情報センター事業	生涯学習課
4-1	地域づくり支援事業（再掲）	自治振興課
4-2	児童館運営	児童福祉課
4-3	子どもの家事業	児童福祉課
15-2	教育機器導入事業	学校管理課
15-4	子ども情報センター事業（再掲）	生涯学習課
19-1	児童館運営（再掲）	児童福祉課
19-2	子どもの家事業（再掲）	児童福祉課
22-2	職員研修	教育センター・学校教育課
29-5	子ども情報センター事業（再掲）	生涯学習課
31-1	ちびっこフェスタ	児童福祉課
31-2	子どもフェスタ	青少年課・生涯学習課
31-3	フェスタmy 宇都宮	自治振興課
31-4	うつのみや百人一首市民大会	文化課

宇都宮市子ども読書活動推進計画における計上事業について

1 主要事業

計上事業の中で，子どもの読書活動推進を直接的な目的とするもの，又は，子どもの読書活動推進に高い効果のあるものを「主要事業」としています。

2 関連事業

主要事業以外で，当該事業を進めることにより，子どもの読書活動の推進に間接的に効果が期待できるものを「関連事業」としています。

資 料 編

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 第二条子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 第三条国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけ

る子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

第1章 はじめに

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている。

平成13年5月に行われた調査によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学校で6.2冊、中学校で2.1冊、高等学校で1.1冊、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で10.5%、中学校で43.7%、高等学校で67.0%となっている。また、平成12年に行われた経済協力開発機構(OECD)生徒の学習到達度調査によれば、「趣味としての読書をしなさい」と答えた生徒は、OECD平均では31.7%であるが、日本では55%となっており、「どうしても読まなければならないときしか、本は読まない」と答えた生徒は、OECD平均では12.6%であるが、日本では22%となっている。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされ、また、平成12年1月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館した。さらに、同年12月に出された「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言された。このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行された。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

本計画は、同法第8条第1項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものである。

なお、本計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものである。

第2章 基本の方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実に図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主

的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

ア 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう親が配慮していくことが肝要である。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。

家庭教育に関する学習機会等を通じた読書活動への理解の促進

図書館における親等を対象とした講座はもちろん、市町村が実施する、妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や、子育て支援の一環として公民館等において行う、読み聞かせなどの親子が触れ合う機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図る。

乳幼児や小学生等を持つ親に配布する「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図る。

イ 図書館における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。以下同じ。）は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所である。

また、図書館は、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

公立図書館（図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）において「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）に基づき、

- 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童図書の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること
- 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス（利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務）等に努めること
- 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有

する者のボランティアとしての参加を一層促進すること

- 希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めること

などの取組が一層推進されるよう促していく。

公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読書活動を推進する取組の充実に努める。

ウ 児童館における子どもの読書活動の推進

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっている。このため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

エ 民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進における民間団体の活動の役割

民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、約5,000の自発的に組織するグループにより、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため、「子どもゆめ基金」による助成を行うなど、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講じることが期待される。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

例えば、学習指導要領においては、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどを目標としている。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしている。

イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。このため、既に8,000校を超える学校で実践されている「朝の読書」や読み聞かせなどの取組を一層普及させる。また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなど各学校が目標を設定することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

また、児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭・地域と連携して子どもの「生きる力」をはぐくむ読書活動を推進する取組を促進するとともに、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていく。

エ 学校関係者の意識高揚

子どもの読書活動に資する取組を推進していくため、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図っていく。

オ 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校、聾学校及び養護学校における障害のある子どもの読書活動支援について、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により推進を図る。また、盲学校点字情報ネットワークの活用などにより、各盲学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を促進する。

カ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。あわせて、幼稚園・保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進する。

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ等を行うことも重要であることから、幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園・保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要である。

ア 図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されている。公立図書館を設置する市町村の割合は、市（区）で 96.5%、町村で 36.1%となっている（平成 11 年度文部科学省社会教育調査）。したがって、公立図書館が未設置の市町村については、その設置について積極的な検討が行われることが望まれる。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」においては、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

そこで、都道府県が未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めるとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。

イ また、既に公立図書館の整備が行われている市町村に対しても、地域の実情に応じて、分館や移動図書館車の整備、公民館図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などを促すことにより、地域における読書環境の整備に努める。

ウ さらに、子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことが重要であり、その積極的な推進を促していく。

(2) 公立図書館の整備・充実

公立図書館が地域における子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たせるよう、以下のような取組を推進する。

ア 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書等資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体において、計画的な整備が図られるよう努める。

イ 設備等の整備・充実

移動図書館車の整備

移動図書館車によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つであることから、公立図書館における移動図書館車の整備を推進する。

図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出し情報やお話し会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たす。利用者が利用できるコンピュータの設置状況は、都道府県立図書館で77.0%、市町村立図書館で46.4%となっている。また、インターネット接続コンピュータの利用者への開放状況は、都道府県立図書館で59.0%、市町村立図書館で24.6%となっている（いずれも平成13年5月文部科学省調べ。）

このため、インターネット等で検索できる情報検索システムの公立図書館への導入及び利用者用コンピュータの設置など図書館の情報化を推進する。

児童室等の整備

図書館の中で児童室を置いているのは、60.6%である（平成11年度文部科学省社会教育調査）。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、児童室や児童コーナーなど子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等を促していく。

ウ 司書の研修等の充実

司書の養成と適切な配置

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たす。

このため、その養成を進めるとともに、司書の重要性についての地方公共団体の認識を深め、司書の適切な配置を促していく。

司書の研修の充実

公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれる。

このため、司書がこれらの専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、録音図書を所有する公立図書館は約20%、点字図書等を所有する公立図書館は約30%となっている（平成11年度文部科学省社会教育調査）。

こうした中で、障害のある子どもについても、施設整備面での配慮、及び点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等を推進するよう促すとともに、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件の整備・充実に努める。

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

学校図書館図書整備5か年計画

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成14年度からの5年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約4千万冊整備することを目指し、新たに、「学校図書館図書整備5か年計画」を策定したところであり、平成14年度から平成18年度までの5年間で、毎年約130億円、総額で約650億円の地方交付税措置が講じられることとされている。今後、この計画に沿って、各地方公共団体において、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努める。

また、私立学校についても、図書資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置を講じている。

今後、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促していく。

学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる蔵書の整備等が可能となる。

学校図書館にコンピュータを整備している公立学校は23.6%であり、そのうちLAN(校内情報通信網)に接続している学校図書館は19.1%となっている(平成13年3月文部科学省調べ)。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータの整備については、従来より、地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備に努める。

学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より、地方交付税措置等による整備が進められており、引き続き整備を促進する。

また、学校図書館の蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館等とネットワーク接続を図ることにより、児童生徒のみならず家庭や地域住民全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索などが可能となる。このため、他校の学校図書館や図書館などと連携して、蔵書等の共同利用化や必要な図書のを越えた相互利用の促進・普及等を図る。

学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校)に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

そこで、引き続き、司書教諭養成講習を実施し、発令の促進を図る。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を新たに作成し、司書教諭の役割等について理解を図る。

学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用を更に充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

教職員間の連携

学校教育において、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要である。

このため、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携や理解を促していく。

外部人材による学校図書館活動の支援

学校図書館で、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている学校は 16.3% となっている（平成 11 年度間文部科学省調べ）。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。

このため、児童生徒に対する読み聞かせや本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域のボランティア、非常勤職員等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

学校図書館の開放

地域住民に学校図書館を開放している学校は 8.9% である（平成 11 年度間文部科学省調べ）。学校週 5 日制の実施に当たっては、地域に開かれた学校作りを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められている。このため、休業日においても、地域のボランティア等の協力を得ながら、各地域において適切に学校図書館の開放が進むよう促していく。

ウ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。

また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

3 図書館間協力等の推進

(1) 図書館間等の連携・協力

ア 子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館と学校図書館とが連携・協力を行うことが重要である。

このため、図書館の図書の学校図書館への団体貸出しや図書館職員が学校を訪問し、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせを行うなどの取組を促していく。

イ また、図書館間での連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンスサービスの実施等の取組を促していく。

ウ さらに、

- 公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する
- 保健所・保健センターで実施される健診の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する
- 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動（いわゆるブックスタート活動）を実施する

など、図書館と様々な機関との連携・協力の推進を促していく。

(2) 図書館と大学図書館の連携・協力

大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

(3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行っており、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。

さらに、従来行われていた公立図書館や大学図書館に対する支援に加えて、学校図書館に対する支援も行うこととしており、図書や展示品の貸出しはもとより、電子図書館による児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館間における情報交換の場の提供等において全館種を対象とした図書館協力が想定されている。図書館・学校図書館には、「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

4 啓発広報等

(1) 啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものである。

そこで、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等との連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の作成・配布などにより、全国的な啓発広報を推進する。

イ 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取組などに関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、インターネット上の文部科学省のホームページに子どもの読書活動の推進に関する専用のページを設けて関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行うことが期待される。

(2) 優れた取組の奨励

子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

ア 子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

イ 児童図書の作り手の創作意欲を高め、児童図書の質的・量的充実を図るため、児童文学の分野において優れた業績を挙げた者を顕彰し、その創作活動の奨励と振興を図る。

(3) 優良な図書の普及

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、関係府省間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携を更に深め、方策の効果的な推進を図る。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

地方公共団体において、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

(3) 地方公共団体間の連携・協力体制の整備

地方公共団体間における各種情報の交換等を促進するため、地方公共団体間において、都道府県・市町村それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備が推進されるよう促していく。

特に、市町村は、身近な地方公共団体として、その役割は重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

(4) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

2 財政上の措置

- (1) 国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
- (2) 国は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

計画策定の経緯

日 程	実施項目	内 容
平成 15 年 5 月 12 日	第 1 回策定委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定について ・ 検討事項（案）について ・ 検討スケジュール（案）について
平成 15 年 5 月 28 日	第 1 回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定について ・ 検討事項について ・ 現状調査の実施について
平成 15 年 6 月 18 日	第 2 回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの読書活動関連調査の実施について
平成 15 年 7 月	子どもの読書活動関連調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート ・ 庁内関連事業調査
平成 15 年 10 月 23 日	第 3 回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市における子どもの読書活動の現状と課題について
平成 15 年 11 月 26 日	第 4 回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要（案）について
平成 15 年 12 月 3 日	第 2 回策定委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要（案）について
平成 15 年 12 月 17 日	平成 15 年度第 1 回生涯学習推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要（案）について
平成 16 年 2 月 16 日	平成 15 年度第 2 回生涯学習推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要（案）について
平成 16 年 3 月 3 日	第 5 回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市生涯学習推進懇談会の結果について ・ 計画への計上事業について
平成 16 年 4 月 8 日	第 6 回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の関連事業について ・ 計画の素案について
平成 16 年 4 月 21 日	第 7 回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案について
平成 16 年 4 月 23 日	第 3 回策定委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案について
平成 16 年 5 月 25 日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案について
平成 16 年 5 月～ 平成 16 年 6 月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案を公表
平成 16 年 6 月 21 日	第 8 回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画の最終原案について
平成 16 年 6 月 24 日	第 4 回策定委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画の最終原案について
平成 16 年 7 月 30 日	計画の策定，公表	

平成 1 5 年度子どもの読書活動に関する
アンケート調査結果 概要版

宇都宮市

調査の概要

1 市政に関する世論調査

- (1) アンケート対象・・・20歳以上80歳未満の市民
- (2) アンケート内容・・・大人の読書活動
- (3) 実施期間・・・・・・7月
- (4) 実施方法・・・・・・無作為抽出の3,000人に郵送
- (5) 回収結果・・・・・・1,882人(回収率62.7%)

2 親子読書アンケート

- (1) アンケート対象・・・1歳児から6歳児の保護者
- (2) アンケート内容・・・読み聞かせに関する意識とその実態・読書活動の現状
- (3) 実施期間・・・・・・平成15年6月～7月上旬
- (4) 実施方法・・・・・・市内の公立保育園全園，抽出した私立幼稚園5園の園児を対象に実施
- (5) 回収結果・・・・・・807人

3 小中学生読書アンケート

- (1) アンケート対象・・・図書館来館者，生涯学習センター来所者，小学校9校(抽出)の1年生～6年生，中学校8校(抽出)の1年生～3年生
- (2) アンケート内容・・・図書館，学校図書館への要望及び読書活動の現状
- (3) 実施期間・・・・・・平成15年6月～7月
- (4) 実施方法・・・・・・図書館・生涯学習センター　　来館(所)者を対象に実施
学校　　任意のクラスを抽出し，クラス全員に実施
- (5) 回収結果・・・・・・小学生3,966人，中学生1,696人

4 一般読書アンケート

- (1) アンケート対象・・・19歳以上の不特定多数
- (2) アンケート内容・・・大人の読書活動の現状と子どもの読書活動に関する意識
- (3) 実施期間・・・・・・平成15年6月～7月末日
- (4) 実施方法・・・・・・図書館・生涯学習センター来館(所)者に対する
- (5) 回収結果・・・・・・882人

本市における子どもの読書活動の現状と課題

1 本市における子どもたちの読書の傾向

(1) 読書量について

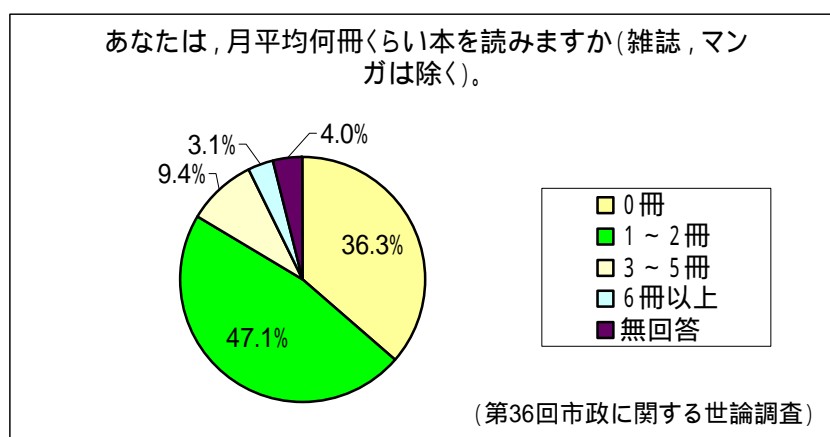
本市が行った「小学生読書アンケート」「中学生読書アンケート」(以下、「小中学生読書アンケート」という)によると、本市における子どもたちの読書の状況は、1か月間に読んだ本の平均冊数が、小学生5.06冊、中学生2.20冊となっており、平成14年実施の「第48回学校読書調査」(以下、「全国調査」という)の結果、小学生7.5冊、中学生2.5冊に比べ、読書量は少ない。

項目	区分	宇都宮市	全国平均
1か月の読書量	小学生	5.06冊	7.5冊
	中学生	2.20冊	2.5冊
	高校生	1.25冊	1.5冊
1か月に1冊も本を読まなかった割合 (不読率)	小学生	8.3%	8.9%
	中学生	23.0%	32.8%
	高校生	52.8%	56.0%

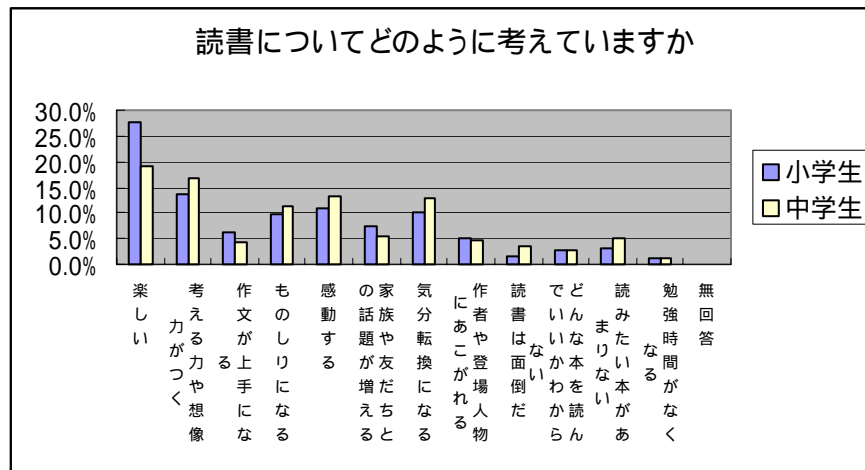
印は県調査結果、全国平均は第48回読書調査H14(全国学校図書館協議会)より

また、1か月間に本を1冊も読まなかった割合では、小学生8.3%、中学生23.0%となっており、「全国調査」の小学生9%、中学生33%に比べ、低率であり、本市においては、本をまったく読まない子どもが全国と比較して少ない。この不読者の割合は、小学6年生の12.1%から中学3年生31.0%と増加しており、学年が上がるにしたがって、子どもたちが本を読まなくなっている。

さらに、本市が行った「第36回市政に関する世論調査」によると、大人の不読率は36.3%、特に20代においては、43.2%となっており、大人になると一層不読者層が増える傾向を見ることができる。

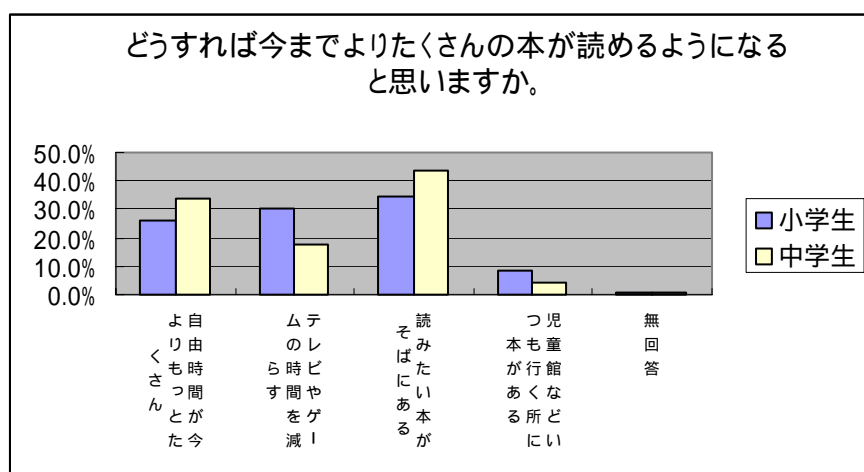


「読書についての考え」について、「読書はめんどうだ」とする子どもたちは小学生1.5%，中学生3.3%，「勉強時間がなくなる」と答えた子どもは，小学生1.1%，中学生1.0%となっており，読書についての否定的な考えはごく少数である。



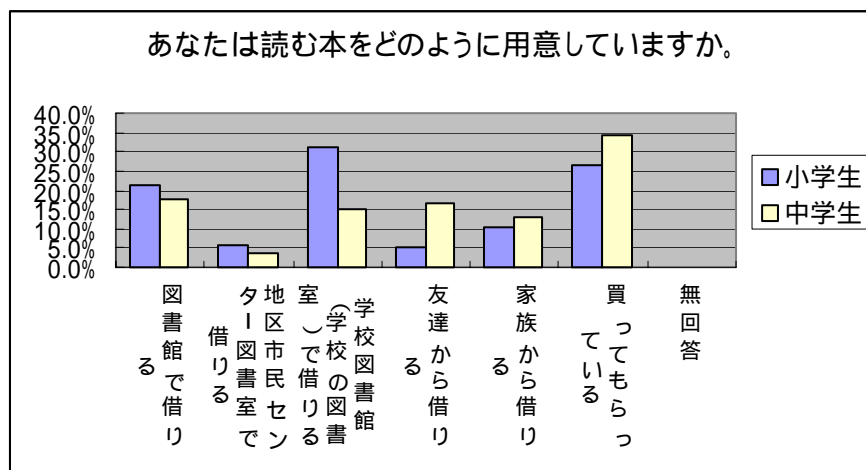
(2) 読書の環境について

「小中学生読書アンケート」によると、「どうすれば今までよりたくさん本が読めるか」ということについて、「読みたい本がそばにある」との答えが，小学生で34.8%，中学生で43.6%，「自由時間が今よりもっとたくさんある」との答えが，小学生で26.0%，中学生で34.0%と高い割合を占めている。このことについては，全国調査の「本を読みたかったが読めなかった理由」において，「読みたい本がなかった」「遊び・スポーツなどで時間がなかった」「勉強・塾・習い事などで時間がなかった」という回答が上位を占めていることから，子どもが自発的に読書をする時間的な余裕が不足していることがわかる。

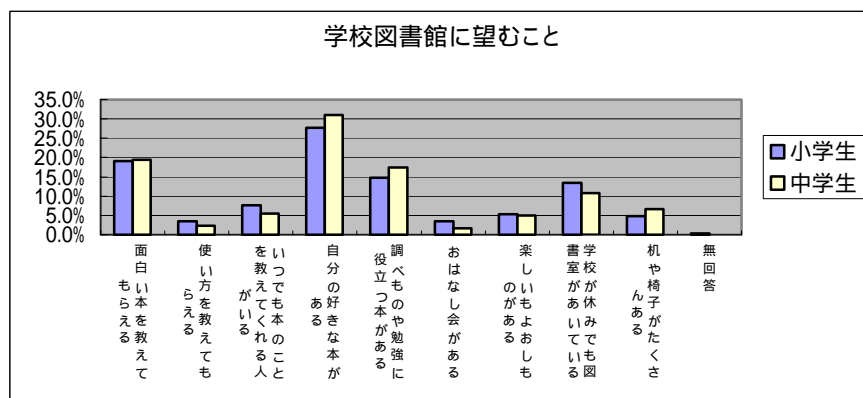


「どのように本を用意するか」ということについて，「学校図書館で借りる」との回答が小学生で31.2%，中学生で15.0%，「図書館で借りる」が小学生で21.3%，中学生で17.4%，「買ってもらっている」が小学生で26.3%，中学生で34.5%となっており，

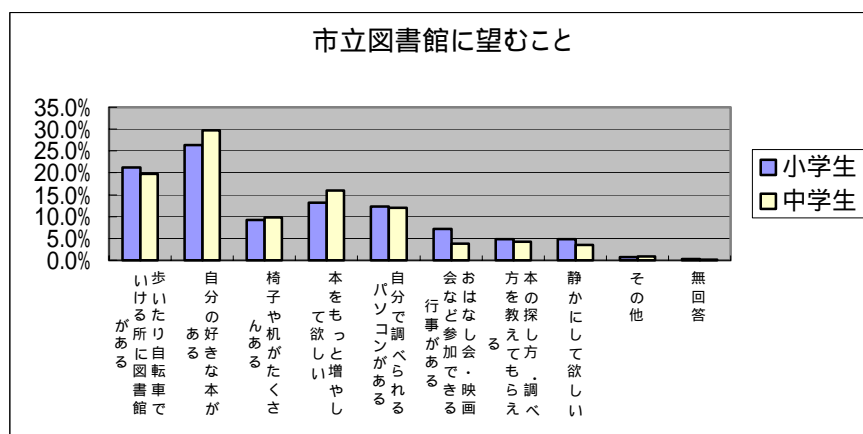
中学生においては、購入した本を多く読んでいることがわかる。



次に、「学校図書館に望むこと」では、小学生の回答が多い順に、「自分の好きな本があること」27.7%、「おもしろい本を教えてもらえる」19.0%、「調べものや勉強に役立つ本がある」14.8%、「学校が休みでも図書室があいている」13.5%となっている。



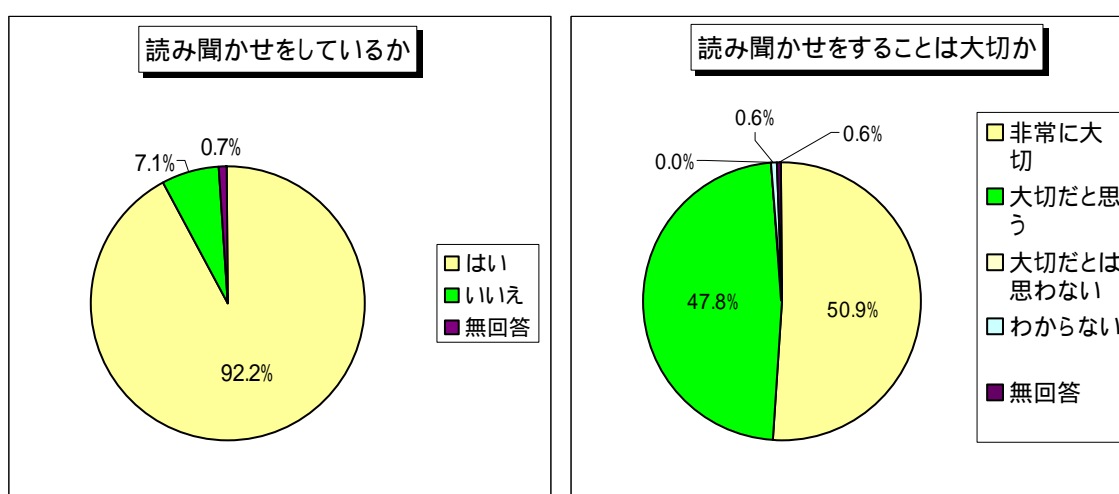
「市立図書館に望むこと」では、小学生の回答が多い順に、「自分の好きな本がある」29.7%、「歩いたり、自転車でいける所に図書館がある」19.8%、「本をもっと増やしてほしい」15.9%となっている。



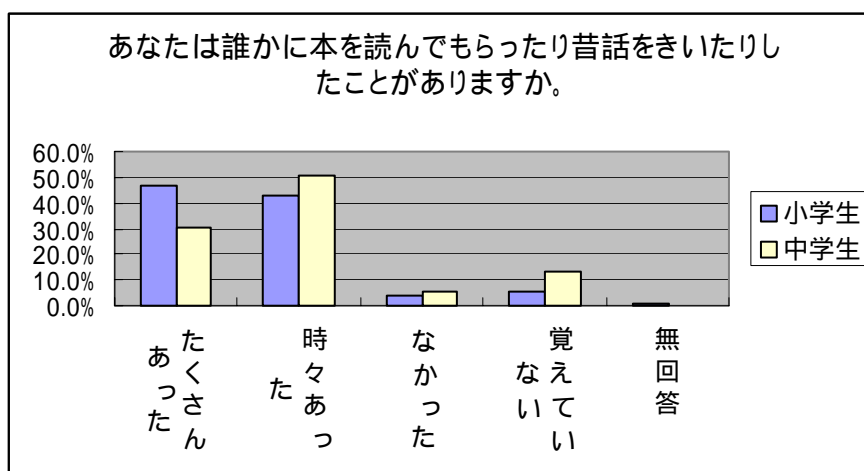
この結果は、中学生の結果においても同様の傾向が現れている。総じて、本市の小中学生は、本を借りる場所としては、「休日など自由時間に行ける」「身近なところある」「自分の好きな本がある」図書館を望んでいる。

(3) 家庭における読書の状況について

「親子読書アンケート」によると、「子どもに読み聞かせをしているか」の問いに対し、読み聞かせをしている割合が、92.2%となっており、また、「読み聞かせをすることは大切だと思うか」については、98.7%が「大切」もしくは「非常に大切」と答えており、読み聞かせへの理解を示し、実践している。



「小中学生読書アンケート」では、「誰かに本を読んでもらったり、昔話を聞いたことがあるか」について、90.1%の小学生が保護者などと一緒に本に接する機会があったとし、また、「心に残っている本や、もう一度読みたい本がありますか」について、小学生の約80%が「ある」と回答しており、幼少期からの読書による体験が、子どもたちの心象に残り、子どもたちの心の成長に寄与しているであろうことがわかる。



課題

全国調査と同様レベルに読書量を増やすとともに、不読率の低下を図ることが必要である。

読書についての考えは、小・中学生とも「楽しい」、「考える力や、想像力がつく」、「気分転換になる」と肯定的であることから、「読みたい本がすぐそばにある」環境の整備や、「読書のための時間を確保」するため、子どもたちがテレビやゲームに費やしている時間を読書にあてる意識の変化を促す必要がある。

小・中学生の大部分は、「読み聞かせ」の体験や、「心に残る本がある」という読書経験を持っており、読書用の本も買ってもらえるなど、家庭での読書環境がある程度整っていることから、今後とも、その読書環境を維持する必要がある。

また、読み聞かせ体験のなかった子どもや読書経験の少ない子どもへは、充実した読書環境の提供が必要である。

小・中学生とも、「自分の好きな本」がある「学校図書館や市立図書館」を望み、「近いところにある図書館」や「学校が休みでもあいている学校図書館」を望んでいることから、子どもたちのニーズに基く学校図書館や市立図書館の資料整備を推進するとともに、子どもたちに身近な生涯学習センター図書室等の読書関連施設を有効に活用していくことが必要である。

宇都宮市生涯学習推進懇談会委員からの意見

平成15年12月17日、及び平成16年2月16日に開催された、宇都宮市生涯学習推進懇談会において、委員の方々からご意見をいただき、計画の施策の方向や関連施策の検討のために参考にさせていただきました。

項目	意見の内容
<計画の目標～基本方針について>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市生涯学習推進計画との整合性をとり、「学ぶ」「生かす」「つなぐ」を活かしてはどうか。 ・ 子どもの読書を進める上では、子どもの自由な読書でなければいけない。そのためには、子どもが自由に読書ができる環境を整備するのが大人の役割である。 ・ 環境整備における人材については、ボランティアのみならず、図書館・学校図書館の司書や先生が重要。 ・ 「子どもとメディア」の観点からも読書との因果関係についての研究なども計画に盛り込めたらいいのではないか。 ・ 人員配置について、推進の目標として考えてほしい。
<具体的方策について>	<p>[] 家庭・地域・学校等それぞれの主体・場における子どもの読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習の観点では、家庭における子どもの読書が大切である。 ・ 家に眠っている本を各地域の学校に提供してもらうような運動を民間の力でできないか。 ・ 地域文庫ないしは地域に身近な場所に文庫を設置するような行政の支援が必要と思われる。(地域の)マンパワーを生かす方策を考えてほしい。 ・ 子どもと本を結ぶ人の育成をお願いしたい。 ・ 障害のある子どもの支援も考えてほしい。 <hr/> <p>[] 市図書館と学校図書館を核とした子どもの読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの読書活動のためには、学校図書館が大きなキーポイントであり、猶予なく子どもと本をつなぐ人が必要、学校図書館を担当する職員の身分の安定と研修の充実をお願いしたい。 ・ 司書教諭と司書の役割はかなり違うものであり、レファレンスのできる司書が非常に大切。 ・ 学校図書館間の連携、学校の本が自由に行き来できる仕組みづくりを要望する。 ・ 学校では、(休日でもなんでも)できるだけ子どもたちが本に触れる時間を作ってほしい。 <hr/> <p>[] 地域・学校・行政等の連携・協力による子どもの読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動、ボランティア団体がわかるようなネットワークづくりをしてほしい。 <hr/> <p>[] 子どもの読書活動への理解と啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに読書を強制するようなものにはいけない。 ・ 朝の斉読書など(ある程度の強制)は必要である。

パブリックコメントによる市民からの意見

1. パブリックコメント実施概要

(1) 実施期間 平成16年5月21日～6月11日

(2) 閲覧場所 市ホームページ, 生涯学習課, 市立・東図書館, 中央・東・西・南・北生涯学習センター, 行政情報センター, 各地区市民センター

(3) 意見提出方法 郵送, ファクシミリ, 電子メール

(4) 意見数 3件

2. 市民からの意見と市の考え方

市民からの意見	市の考え方
<p>計画に数値目標をたてていただきたい。特に司書教諭・学校司書の配置を100%になるようにしてほしい。</p> <p>静岡県読書活動推進計画・努力目標を参考とした場合の数値目標例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の蔵書数 ・図書標準を達成している学校数の割合 ・学校司書を配置している学校数の割合 ・一斉読書活動を実施している学校数の割合 ・読書週間, 子ども読書の日等に読書啓発に取り組んだ学校数, 公立図書館数の割合 ・読書ボランティア養成人数 ・図書館を設置している市町村数の割合 	<p>数値目標の設定に関しては, 子どもの読書活動が多岐にわたるものであり, 現時点では計画全体の進捗状況を反映する, 適切な目標や数値を設定することが難しいことから, この計画では, 一般的な「1か月間の読書量」, 「不読率」, 「図書館の児童書の貸出冊数」を指標とし, 目標に掲げました。</p> <p>ご提案の数値目標例は, 今回盛り込みませんでしたが, 今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また, 司書教諭・学校司書などの配置については, 施策や計画の重点事業のひとつとして位置づけております。</p>
<p>市が推進計画を策定することは, 長年子ども達に読書の楽しさを伝えたいと努力してきた身にとって嬉しい。本市は学校図書館の蔵書数, 専任司書教諭の配置などで全国レベルより低い状態にある。重点事業の6と8は必ず実現していただきたい。特に8は, 正規職員であってほしい。</p>	<p>重点事業の6, 8については, 着実に事業の具体化に努めていきます。また, 学校図書館については, 重点事業7の「市図書館と学校図書館のネットワークの整備」により, 市図書館の蔵書や図書館サービスを活用した学校図書館への支援を行い, 充実を図っていきます。</p>
<p>目標とそれに伴う事業計画が明確で素晴らしい。読書活動の推進は計画として実施してもすぐに効果がでるものではなく, 地道な活動によって徐々に効果が出ると思う。一人でも多くの本市の子どもたちが本を読み自分にとっての「よい本」を見つけていけることを願っている。宇都宮に帰ったら読書推進活動の手伝いをしたい。</p>	<p>この計画は, 市民の皆様との協働で進めていくものです。今後も計画の目標の実現に向けて, 読書推進事業への参加や活動の実践などご協力をお願いいたします。</p>

(仮称)宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 本市における子どもの読書活動推進に関する施策及び事業を総合的かつ効果的に推進するにあたり、子どもの読書活動推進に関する法律に基づき、(仮称)宇都宮市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、(仮称)宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、教育次長を、副委員長には教育次長(学校担当)をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業班)

第5条 委員会の円滑な運営のため、委員会に作業班を置く。

2 作業班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。

3 班長には、生涯学習課長補佐を、副班長には学校教育課長補佐をもって充てる。

4 班員は、別表に掲げる者が指名する者をもって充てる。

5 作業班の会議は、必要に応じて班長が招集し、これを主宰する。

6 作業班の所掌事務は、推進計画案の作成に関することとする。

7 班長は、必要があると認められるときは、会議に班員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

別表

総合政策部次長	政策審議室長	行政経営部次長	財政課長	市民生活部次長	自治振興課長
地域サービス課長	青少年課長	保健福祉部次長	児童福祉課長	保健所健康増進課課長	
教育委員会総務担当主幹	教育企画課長	学校教育課長	学校管理課長	生涯学習課長	
文化課長	教育センター所長	市立図書館長	東図書館長	中央生涯学習センター所長	

(仮称)宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

委員長	教育委員会	次長	福田 幹 雄
副委員長	教育委員会	次長(学校担当)	高田 實
委員	総合政策部	総合政策部次長 政策審議室長	野澤 省 一 手塚 英 和
	行政経営部	行政経営部次長 財政課長	加藤 俊 夫 鈴木 厚
	市民生活部	市民生活部次長 自治振興課長 地域サービス課長 青少年課長	浜崎 道 夫 岡地 和 男 和田 育 郎 桜井 敬 朔
	保健福祉部	保健福祉部次長 児童福祉課長 保健所健康増進課長	鈴木 敬 一 井澤 清 久 土屋 繁 幸
	教育委員会	総務担当主幹	奈良部 達 也
		教育企画課長	菊池 芳 夫
学校教育課長		大野 薫	
学校管理課長		白田 誠 二	
生涯学習課長		江面 静	
文化課長		渡辺 卓	
教育センター所長		石川 宗 子	
図書館長		館野 宏 光	
東図書館長	高野 俊 彦		
中央生涯学習センター所長	西野 明 男		

(仮称)宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会作業班名簿

班 長	教育委員会	生涯学習課	課長補佐	大島 一夫
副班長	教育委員会	学校教育課	課長補佐	半田 均
班 員	総合政策部	政策審議室	主事	手塚 千里
	行政経営部	財政課	主事	亀澤 伸也
	市民生活部	自治振興課	主任	富川 栄子
		地域サービス課	総括主査	高橋 和昭
		青少年課	総括主査	増山 勉
保健福祉部	児童福祉課 保健所健康増進課	総括主査 主任保健師	門谷 敏子 畠田 道恵	
教育委員会	総務担当	担当主査	斎藤 由美子	
	教育企画課	総括主査	大塚 伸昭	
	学校教育課	指導主事	宇賀神 貴	
	学校管理課	総括主査	秋山 恵子	
	文化課	係長	森田 秀行	
	教育センター	指導主事	手塚 浩	
	市立図書館	総括主査	伊藤 敦子	
	市立東図書館	総括主査	青山 久実	
	中央生涯学習センター	専任主査	安野 敏美	
事務局	教育委員会	生涯学習課生涯学習推進係	係長	本名 君夫
		〃	主任主事	山崎 正士
		生涯学習課管理係	係長	齋藤 和子
		〃	総括主査	増淵 重子

発行・編集 宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課

〒320-0806 宇都宮市中央1丁目1番13号

Tel : 028-632-6335

Fax : 028-649-7579

E-mail : u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp